

公立小松大学大学院研究棟建設事業
設計・施工一括発注プロポーザル募集要項

令和3年2月

公立大学法人 公立小松大学

目 次

1 事業の目的	1
2 事業概要	1
(1) 事業名称	
(2) 事業に供される施設	
(3) 施設の管理者の名称	
(4) 事業内容	
(5) 履行期間	
(6) 敷地条件	
(7) 建物規模、整備内容	
(8) 上限提案価格	
(9) 計画概要	
3 選定方法	2
4 事務局	2
5 事業スケジュール	3
6 募集要項等の配布	3
(1) 配布期間	
(2) 配布場所	
(3) 配布資料	
7 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件	3
(1) 入札参加者の構成等	
(2) 共通する参加資格	
(3) 設計業務の参加資格	
(4) 施工業務の参加資格	
(5) 共同企業体の参加要件	
(6) 失格要件	
8 参加表明書等の提出【一次審査】	6
(1) 提出書類	
(2) 参加表明書等の提出方法	
(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答	

(4) 提出書類の記入上の留意事項	
9. 技術提案書の提出【二次審査】	8
(1) 提出書類	
(2) 書類の提出方法	
(3) 提出書類の記入上の留意事項	
(4) 提出資料作成上の注意事項	
(5) プレゼンテーション及びヒアリング	
(6) 技術提案の評価基準	
10. 評価結果の公表及び通知	10
11. 設計施工業務契約	10
(1) 契約の締結	
(2) 契約に係る業務内容	
(3) 履行期間	
(4) 契約者	
(5) 契約手続きに使用する言語及び通貨	
(6) 契約書作成の要否	
(7) 契約保証金	
12. その他	11
(1) 辞退について	
(2) 費用負担	
(3) 提出資料の差し替え等	
(4) 提出資料取り扱い	
(5) 技術提案の履行	

1 事業の目的

公立小松大学は、少子高齢化、グローバル化、技術革新など急速に変化する社会のニーズに的確に応えていくため、「生産システム科学部」、「保健医療学部」、「国際交流学部」の3学部で2018年4月に開学し、南加賀地域の学術・文化・産業の持続的発展と地域における教育研究の中核的拠点の形成を目指しています。

今回、さらに高度な専門能力と応用力を有し地域と世界で活躍する人材を育成するために大学院を設置することを目的とし、大学院研究施設の建設を行うものです。

本プロポーザルは、公立小松大学大学院研究棟建設工事に係る設計及び施工を一括して発注するための優先交渉権者を選定するにあたり、高い技術力及び豊富な経験等を有し、創造性や技術力・問題解決に優れ、大学の財政負担を軽減する提案事業者を公募により選定するために実施するものです。

なお、本プロポーザルは、令和3年度の予算の成立を前提に行うものです。そのため、予算が成立しなかった場合には、契約が成立しないこととなります。

2. 事業概要

(1) 事業名称

公立大学法人公立小松大学大学院研究棟建設事業

(2) 事業に供される施設

公立小松大学大学院研究棟（附属施設等を含む）

(3) 施設の管理者の名称

公立大学法人公立小松大学理事長 石田 寛人

(4) 事業内容

ア. 公立小松大学大学院研究棟建設に係る実施設計業務等（設計等に必要な各種必要業務を含む。）（以下「設計業務」という。）

なお、選定された事業者の提案については、契約後、設計内容について本法人と協議を行いながら設計を進めていくこととし、本法人の要望事項について実施設計業務において対応するものとする。

イ. 公立小松大学大学院研究棟建設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事（衛生設備工事、空調設備工事）、外構工事及び駐車場整備工事、支障移設工事等（以下「施工業務」という。）

ウ. 上記設計業務及び施工業務を総括して「本業務」という。

(5) 履行期間

契約締結の翌日から令和4年2月28日までとするが、提案により前倒しすることは差し支えない。

(6) 敷地条件

ア. 建設地 石川県小松市四丁町ヌ1番地3

イ. 用途地域 指定なし（市外化調整区域）

ウ. 建ぺい率 60%

エ. 容積率 200%

(7) 建物規模、整備内容

- ア. 大学院研究棟 研究棟：プレハブ造 2 階建て、延べ床面積 596 m²程度、
渡り廊下：重量鉄骨造又はプレハブ造 2 階建て
延床面積 13 m²程度
(上記研究棟、渡り廊下等の電気設備、機械設備含む)
- イ. 外構、別敷地駐車場
駐車必要台数 60 台程度 (資料 2 事業用地図)
- ウ. その他 既存施設整備 (既存駐車場ライン引き直し、大学院研究棟建設に伴う既存校舎改修等)
建設、設計に必要な各種測量、調査等含む
建設に伴う支障移設工事等

(8) 上限提案価格

上限提案価格は 237,000 千円 (消費税及び地方消費税相当額込み) とする。

(9) 計画概要

公立小松大学大学院研究棟建設事業基本計画による

3. 選定方法

学識経験者を有する者等で構成する公立小松大学大学院研究棟建設事業者選定委員会 (以下「審査委員会」という。) において審査をおこなう。なお、委員名は、審査の公正を期すため、審査結果の公表時に併せて公表するものとする。

公立小松大学大学院研究棟建設設計・施工一括発注プロポーザル審査要領選定基準により技術提案書及び入札価格での総合的判定により優先交渉権者を選定する。

4. 事務局

公立小松大学事務局財務課

担当：山本

〒923-8511 小松市四丁町ヌ 1 番地 3

電話番号 0761-48-3101

FAX 0761-44-3506

E-mail zaimu@komatsu-u.ac.jp (※問い合わせは、原則メールでお願いします。なお、件名に「公立小松大学大学院研究棟建設設計・施工一括発注プロポーザルについて」と記載ください。)

5. 事業スケジュール

本事業の予定スケジュールは、次に示すとおりである。令和4年2月末までに大学院研究棟等すべての引渡しを終了すること。

時 期	内 容
令和3年2月16日（火）～ 令和3年3月3日（水）まで	募集要項等の配布
令和3年2月16日（火）～ 令和3年3月 3日（水）まで	質問書の受付
令和3年3月10日（水）頃	質問書の回答
令和3年3月11日（木）～ 令和3年3月17日（水）まで	参加表明書等の受付
令和3年3月26日（金）～ 令和3年4月 8日（木）	入札書の提出（技術提案書も同時提出）
令和3年4月中旬	選定結果の発表 契約の締結

※事務局にてヒアリング等が必要であると判断した場合は別途ヒアリング等を実施する場合がある。

6. 募集要項等の配布

（1）配布期間

令和3年2月16日（火）から令和3年3月3日（水）午後3時まで

（2）配布場所

募集要項は、原則として、公立小松大学の公式ホームページから入手するものとする。

（3）配布資料

- ・公立小松大学大学院研究棟建設事業設計・施工一括発注プロポーザル募集要項
- ・要求水準書
- ・公立小松大学大学院研究棟建設事業基本計画
- ・その他

7. 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件

（1）入札参加者の構成等

- ア 参加者は、単独企業、又は特定建設工事共同企業体若しくは設計・施工共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。
- イ 参加者は、下記（2）、（3）及び（4）の参加資格を満たす者とする。
- ウ 参加者は、特定分野の業務を担当する協力会社とのグループ応募を行う場合、協力会社は下記（2）ア及びウからキの資格参加要件を満たす者とする。
- エ 共同企業体での参加の場合、（5）の参加要件を満たす者とする。

(2) 共通する参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- イ 令和 2 年度小松市入札参加資格者名簿に登載されている者。
- ウ 公告日現在において、小松市建設工事等の指名停止に関する要領に基づく指名停止を受けていない者。
- エ 公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく厚生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続き開始の決定後又は再生手続き開始の決定後、手続き開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く）
- オ 本業務に係る大学関係者でないこと。
- カ オに掲げる者が、自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織に所属する者でないこと。
- キ オに掲げる者の研究室に所属する者でないこと。
- ク 参加者は、以下の資格及び実績を有する本業務全体の統括責任者（以下「統括代理人」という。）を配置すること。
 - (i) 統括代理人は、参加表明書の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に 3 ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - (ii) 統括代理人は、設計業務における設計管理技術者、施工業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務及び施工業務に関し、相互調整を行う。
 - (iii) 参加者は選定した統括代理人の氏名、保有資格及び業務実績等を書面により提出すること。
 - (iv) 統括代理人は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、延べ面積 600 m² 以上の建築工事における現場代理人又は監理技術者としての実績を有すること。
 - (v) 統括代理人の下に、設計業務に関する設計管理技術者及び各設計主任技術者を施工業務における現場代理人、監理技術者を配置すること。

(3) 設計業務の参加資格

- ア 建築士法の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。
- イ 入札公告日から起算して過去 10 年以内に、日本国内で竣工又は実施設計を完了した、プレハブ造で延べ床面積 600 m² 以上の国、地方公共団体若しくは民間事業者等の新築建築物の元請けとして設計実績を有すること。
- ウ 参加者は、本業務に関して次のとおり設計管理技術者及び主任技術者を配置すること。
 - (i) 設計管理技術者
 - a 設計管理技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - b 設計管理技術者は、参加表明書の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に 3 ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - c 設計管理技術者と主任技術者の兼任は可能とする。
 - (ii) 主任技術者

- a 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者を1名配置すること。各主任技術者は他の主任技術者を兼務することができるものとする。
- b 意匠主任技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- c 構造主任技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- d 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備士の資格を有すること。
- e 意匠主任技術者は、参加表明書の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヵ月以上の雇用関係を有すること。また、意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力会社）を加えることができる。

（４）施工業務の参加資格

- ア 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- イ 入札公告日から起算して過去10年以内に、日本国内で竣工し、引渡しが完了した、延べ床面積600㎡以上の国、地方公共団体若しくは民間事業者等の新築建築物の元請けとしての施工実績を有すること。
- ウ 参加者は、本業務に関してつぎのとおり現場代理人、監理技術者及び施工担当者を配置すること。

（i）現場代理人

- a 小松市工事標準請負契約約款による現場代理人を配置すること。
- b 参加者は、選定した現場代理人の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。
- c 建設業法第19条の2第1項に定める現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての本法人の請負人に対する意見の申し出の方法は、書面により本法人に通知すること。
- d 現場代理人は、参加表明書の提出時点において、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- e 現場代理人は、参加表明書の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヵ月以上の雇用関係を有すること。

（ii）監理技術者

- a 参加者は、選定した監理技術者の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。
- b 監理技術者は、参加表明書の提出時点において、建設業法に規定される資格・実務経験を有すること。
- c 監理技術者は、参加表明書の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヵ月以上の雇用関係を有すること。
- d 監理技術者は大学の承諾を得て、現場代理人を兼ねることができる。

（５）共同企業体の参加要件

- ア （２）及び（４）の参加資格要件を満たす者を代表とし、（２）アからキの資格参加要件を満たす者（以下「構成員」という。）によって構成すること。
- イ 代表者は出資比率が50%を超える最も高い者であること。
- ウ 構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない者で

あること。

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ア 審査委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
(公立小松大学大学院研究棟建設設計・施工一括発注プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)に定める手続きは除く。)
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
- ウ 募集要項の規定に違反すると本法人理事長が認めた場合
- エ 指定する様式(以下「様式」という。)によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - (i) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - (ii) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - (iii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - (iv) 虚偽の記載があるもの(契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。)

8. 参加表明書等の提出【一次審査】

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 技術資料(様式2～3)

(2) 参加表明書等の提出方法

- ア ・提出部数
 - ・参加表明書(様式1) 1部
 - ・技術資料(様式2～3) 8組
 - ・様式2、3に添付する資格・実務確認書類 1部※技術資料は表紙をつけず、様式2、3を1組として左上部をホチキス留めとすること。
- イ 提出方法
提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
- ウ 提出書類の受領確認
持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡します。郵送の場合はファクシミリ又は電子メールにて提出書類受領確認書を送付するので、到着後、電話にて事務局に連絡すること。
- エ 受付期間
令和3年3月11日(木)～令和3年3月17日(水)午後3時まで
- オ 提出場所
「4. 事務局」まで

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書（別添様式）により電子メールにて事務局へ提出すること。

なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

イ 質問の受付期間

令和3年2月15日（月）～令和3年3月3日（水）午後3時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和3年3月10日（水）に公立小松大学公式ホームページにおいて公表する。

(4) 提出書類の記入上の留意事項

ア 参加表明書（様式1）

代表者印を押印の上、提出すること。

イ 主要業務実績書（様式2）

次の（i）（ii）に該当する同種又は類似の業務実績を記載すること、ただし、提出件数は様式2-1、様式2-2ともに3件以内とし、様式1枚につき1件を記載すること。なお、様式2-1の業務実績とは、設計業務の契約履行が公告日までに完了しているものをいい、施設の完成は問いません。様式2-2の業務実績とは、施工業務の契約履行が公告日までに完了し、引渡し済のものに限る。

（i）同種業務の実績は、公告日から起算して過去10年以内に、日本国内で竣工又は実施設計を完了した延床面積600㎡以上の国、地方公共団体若しくは民間事業者等の施設建設の元請けとして、大学、高等学校、中学校、小学校等の教育施設（以下「学校施設等」という。）の基本設計、実施設計又は施工に携わった実績を対象とする。

（ii）類似業務の実績は、公告日から起算して過去10年以内に、日本国で竣工又は実施設計を完了した、延べ床面積600㎡以上の元請けとして国、地方公共団体若しくは民間事業者等の施設の基本設計、実施設計又は施工に携わった実績を対象とする。

（iii）実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ規模の大きいものから記載すること。なお、同種又は類似業務の実績が、3件に満たない場合は、実績があるもののみを記入すること。実績については、国若しくは地方公共団体の実績を優先的に記載すること。

（iv）記載した業務については、契約書（鑑）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる図面、写真、パース等を提出すること。

また、図面は、上記（i）及び（ii）で複合施設の場合は、学校施設等及び類似施設の用途の部分を囲むこと。

（v）受注形態の欄には、単独又は共同企業体の別を記入すること。

（vi）審査において、「同種」を「類似」又は「実績なし」、また、「類似」を「実績なし」として評価することがある。

ウ 統括代理人等の経歴（様式3）

前記「8. 参加資格及び条件」に定める統括代理人等の各担当者の経歴や保有資格等について、次に従い記載すること。

(i) 経験年数、保有資格

- a 各担当者について、記載した保有資格を証する資料（免許証の写し等）を添付すること。

(ii) 業務実績

- a 同種・類似実績の内容は、前記イ．(i) から (ii) の説明と同じとする。ただし、各専門分野の担当主任技術者については、延べ面積 600 m²以上の業務を記載すること。
- b 該当する業務実績については、前記イ．(v) にならって記載し、あわせて関わった分担業務分野及び立場を記載すること。
- c 業務概要の欄には、[構造種別—地上階数/地下階数、延べ床面積]を記載すること。
[例：軽量鉄骨—3 F/B 1、●m²]

(iii) 手持ち業務の状況

公告日現在、従事している業務について、関わっている分担業務分野及び立場を記載すること。

(iv) その他

参加者において新たに追加する分担業務分野（外構計画等）がある場合は様式 3-9 を提出すること。

エ 協力会社

協力会社がある場合は様式 4 を提出すること。分担業務には、構造、電気設備、機械設備等のほか、提出者において新たに追加する分担業務分野を記入し、協力会社の名称、所在地、協力を受ける内容及び理由について記入すること。

オ 参加表明書等の評価基準

「公立小松大学大学院研究棟建設設計・施工一括発注プロポーザル審査要領」によるものとする。

9. 技術提案書の提出【二次審査】

(1) 提出書類

ア 技術提案書（様式 5）

イ 技術提案資料

- (i) 全体管理（様式 6、A 3 判）
- (ii) 業務実施方針（様式 7、A 3 判）
- (iii) 特定テーマについての技術提案（様式 8、A 4 判、A 3 判）
- (iv) 提案価格見積書（様式 9）
- (v) 外部仕様（様式 10）

(2) 書類の提出方法

ア 提出部数

- (i) 技術提案書 1 部
- (ii) 技術提案資料 8 組

※技術提案資料は「技術提案資料」と記載した表紙をつけて、上記 (1) イ、(i) から (iii) を 1 組として左上部をホチキス留めとすること。

イ 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

ウ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡します。郵送の場合はファクシミリ又は電子メールにて提出書類受領確認書を送付するので、到着後、電話にて事務局に連絡すること。

エ 技術提案書受付期間

令和3年3月26日（金）から令和3年4月8日（木）午後3時まで

オ 提出場所

「4. 事務局」まで

（３）提出書類の記入上の留意事項

ア 技術提案書（様式5）

代表者印を押印の上、提出すること。

イ 技術提案資料

（i）全体管理（様式6 A3判）

大学院研究棟建設に伴う設計業務及び施工業務の全体管理計画を求める。設計施工一括発注方式の特性を踏まえた工程計画と進捗管理計画、コスト管理計画を具体的に記述すること。

なお、設計業務には、積算業務及び関係法令の申請から許認可を得るまでの期間を含むものとする。

（ii）業務実施方針（様式7 A3判）

業務の実施方針として、業務の進め方（取組方針、品質確保等）、業務実施体制や大学との協議体制の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記述すること。

（iii）特定テーマについての技術提案（様式8 A4判、A3判）

技術提案は、資料及び要求水準書の与条件のほか、当大学の地域特性及び周辺環境との調和等を十分に理解したうえで、次のテーマについて提案すること。

①研究棟周辺整備の範囲及び整備内容について提案すること

②大学院研究棟の外観デザインについて提案すること。

（iv）提案価格入札書（様式9）

本業務に係る見積金額を記入し、封緘した上で提出すること。入札書の内訳金額には、特別経費を含むこととし、各種業務は本業務に含むものとする。

（v）大学研究棟・渡り廊下 外部仕様（様式10）

提案する大学研究棟、渡り廊下についての建物外部仕様概要を記載すること。

外部仕様は耐火性能のあるものとし、外部からの遮音（雨音等）に配慮すること。

（４）提出資料作成上の注意事項

ア 全体管理は様式6による1枚、業務実施方針は様式7による1枚とし、特定のテーマについての技術提案はテーマごとに様式8による各1枚にまとめること。

イ 提案は、文章での表現を原則として、基本的な考え方を簡潔に記述すること。文字の大

きは 10.5 ポイント以上とすること。

ウ 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図、カタログ等は使用できるものとするが、設計図、模型（模型写真含む）等は使用しないこと。

エ 提出者（協力会社を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記載しないこと。

オ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とすること。

カ 要求した内容以外の書類、図面等については、これを受理しないものとする。

（５）プレゼンテーション及びヒアリング

ア 審査委員会が提案書類等を確認・審査し、プレゼンテーション及びヒアリングの実施が必要と判断した場合のみ実施するものとする。原則非公開で行うものとする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、当該業務に予定する統括代理人を含む 5 名以内とし、原則として代理人の出席及び指定された者以外の出席は認めない。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの会場、日時等については別途通知する。

エ プレゼンテーションには、提出した技術提案書のパワーポイント等によりスライドを使用すること。なお、プロジェクター及び「スクリーンについては、事務局において用意する。

オ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとし、評価の対象としない。

（６）技術提案の評価基準

提出資料の評価基準は、「公立小松大学大学院研究棟建設設計・施工一括発注プロポーザル審査要領」によるものとする。

１０．評価結果の公表及び通知

審査の結果は、公立小松大学の公式ホームページで公表するほか、参加表明書を提出した全ての参加者に対し、郵送にて書面で通知する。

１１．設計施工業務契約

（１）契約の締結

最優秀者を業務にかかる随意契約の優先交渉権者とし、見積書聴取等の契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の聴取が不可能となったときは、優秀者を契約交渉、見積書聴取の相手方とする。

（２）契約に係る業務内容

契約に係る設計業務は、基本設計及び実施設計業務とし、施工業務は施工及び工事監理業務とする。

（３）履行期間

契約締結の翌日から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

（４）契約者

公立大学法人公立小松大学理事長 石田 寛人

(5) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

(7) 契約保証金

公立大学法人公立小松大学契約事務取扱規程第 31 条の規定にもとづくものとする。

1 2. その他

(1) 辞退について

技術提案書の提出に選定された者が、提案書の提出を辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4 とする。）により、令和 3 年 3 月 26 日（金）までに事務局まで、持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 費用負担

一次審査及び二次審査に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 提出資料の差し替え等

提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、提出した書類に記載した配置予定の技術者は原則として変更できないものとし、疾病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し、大学の了解を得るものとする。

(4) 提出資料取り扱い

ア 提出された参加表明書等は返却しない

イ 最優秀者及び優秀者に選定されなかった者の技術提案書等は、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を提案書に記入すること。記入がない場合は返却希望がない場合は返却希望がないものとみなす。

ウ 提出書類は、評価を行う際に必要な場合において、その一部又は全部を複製できるものとする。

エ 提出書類及びその複製は、評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、技術提案資料のうち、「全体管理」及び「業務実施方針」「特定テーマについての技術提案」については、本プロポーザルの記録として使用できるものとする。

オ 最優秀者及び優秀者に選定された提案書については、その一部又は全部を公立小松大学の公式ホームページにおいて公開できるものとする。

(5) 技術提案の履行

ア 受注者は、技術提案書及び契約書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。ただし、技術提案書のうち、明らかに業務に不利益と認める場合は除くものとする。

イ 受注者は自らの責めにより、技術提案書の提案事項が達成又は履行でなくなった場合、大学に対して違約金を収めるものとする。